

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年 4 月 1 日  
月 曜 日

第 3600 号

## 目 次

### 告 示

- 富山県港湾管理条例第3条の2第1項の規定による制限区域の設定についての一部改正 1
- 宅地建物取引業法第22条の2第2項の規定による講習の指定についての一部改正 2
- 宅地建物取引主任者資格試験を実施する指定試験機関の名称の変更

### 公安委員会告示

- 一般社団法人とやま被害者支援センターの名称の変更

### 公 告

- 指定試験機関の名称の変更 3
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出
- 土地改良区の清算人の退任 6

### 監査委員公告

- 監査の結果の公表

## 告 示

### 富山県告示第176号

富山県港湾管理条例第3条の2第1項の規定による制限区域の設定についての一部改正について

富山県港湾管理条例第3条の2第1項の規定による制限区域の設定について（平成16年富山県告示第361号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「及び10号岸壁」を「、10号岸壁及び北電ドルフィン」に、「富山新港火力発電所揚炭岸壁」を「富山新港火力発電所揚炭・揚油岸壁」に改める。

（港 湾 課）

**富山県告示第177号**

宅地建物取引業法第22条の2第2項の規定による講習の指定についての  
一部改正について

宅地建物取引業法第22条の2第2項の規定による講習の指定について（平成19年  
富山県告示第94号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

第1号中「ア 社団法人富山県宅地建物取引業協会」を「ア 公益社団法人富山  
県宅地建物取引業協会」に、「イ 社団法人全日本不動産協会」を「イ 公益社団  
体法人全日本不動産協会」に改める。

**富山県告示第178号**

宅地建物取引主任者資格試験を実施する指定試験機関の名称の変更に  
ついて

宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第16条の5第2項の規定により、次  
のとおり指定試験機関の名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定  
により公示する。

平成25年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

名 称		変更しようとする年月日
変更前	変更後	
財団法人不動産適正取引推進機構	一般財団法人不動産適正取引推進機構	平成25年4月1日

**富山県公安委員会告示第168号**

一般社団法人とやま被害者支援センターの名称の変更について

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）

第 3 条第 1 項の規定により、一般社団法人とやま被害者支援センターから名称の変更について届出があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成25年 4 月 1 日

富山県公安委員会委員長 永 原 功

1 名称の変更

変更前 一般社団法人とやま被害者支援センター

変更後 公益社団法人とやま被害者支援センター

2 変更年月日

平成25年 4 月 1 日

~~~~~  
公 告  
~~~~~

**指定試験機関の名称の変更について**

富山県行政書士試験の施行に関する事務を行わせている指定試験機関から行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 4 条の 4 第 2 項の規定により名称を変更しようとする旨の届出があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成25年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 変更前の指定試験機関の名称

財団法人行政書士試験研究センター

2 変更後の指定試験機関の名称

一般財団法人行政書士試験研究センター

3 変更しようとする日

平成25年 4 月 1 日

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定によ

り次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

(仮称) スーパーセンターシマヤ立山店 中新川郡立山町利田610 ほか5筆

2 店舗を設置する者 島屋株式会社

3 店舗において小売業を行う者 島屋株式会社

4 新設の日 平成25年10月15日

5 店舗面積の合計 7,850㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 A棟敷地西側ほか 210台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 A棟正面北側ほか 52台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 A棟西側ほか 134㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A棟内西側 36.55m<sup>3</sup>

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 6箇所 西側ほか

(4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時～午後8時

8 届出の日 平成25年3月14日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成25年4月1日から平成25年8月1日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所(法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名) (2)(1)の事

項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 店舗の名称及び所在地

（仮称）水口商事物販店舗 中新川郡立山町利田 630 ほか6筆

### 2 店舗を設置する者 有限会社水口商事

### 3 店舗において小売業を行う者 有限会社水口商事

### 4 新設の日 平成25年10月15日

### 5 店舗面積の合計 3,000㎡

### 6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 B棟敷地中央 150台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 B棟正面西側 20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 B棟西側 35㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 B棟内西側 15.4m<sup>3</sup>

### 7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所 東側ほか

(4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時～午後9時

### 8 届出の日 平成25年3月14日

### 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

### 10 縦覧期間 平成25年4月1日から平成25年8月1日まで

## 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

**土地改良区の清算人の退任**

下梅沢菰原土地改良区の清算人であつた次の者が平成24年12月14日退任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成25年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
清算人	香 川 正 勝	滑川市下梅沢 244番地 1
同	二 川 悟	同 菰原 21番地 2
同	高 城 利 守	同 下梅沢 256番地 1
同	二 川 新 代	同 菰原 28番地
同	谷 川 諭	同 下梅沢 91番地 1
同	黒 田 興志弘	同 同 236番地
同	餅 田 豊	同 菰原 87番地

**監査の結果の公表について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 4 項の規定に基づき、平成25年 2 月に実施した監査の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年 4 月 1 日

富山県監査委員 稗 苗 清 吉

富山県監査委員 坂 野 裕 一

富山県監査委員 酒 井 三 郎

富山県監査委員 桶 屋 泰 三

## 1 監査対象箇所

## 監 査 年 月 日

知事政策局	広域消防防災センター	平成25年2月12日
経営管理部	職員研修所	平成25年2月5日
同	公文書館	平成25年2月12日
生活環境文化部	消費生活センター	平成25年2月5日
同	環境科学センター	平成25年2月22日
厚生部	富山児童相談所	平成25年2月5日
同	高岡児童相談所	平成25年2月15日
同	富山学園	平成25年2月5日
同	衛生研究所	平成25年2月22日
同	薬事研究所	平成25年2月22日
商工労働部	技術専門学院	平成25年2月6日
農林水産部	東部家畜保健衛生所	平成25年2月6日
教育委員会	東部教育事務所	平成25年2月27日
同	県立図書館	平成25年2月6日
同	埋蔵文化財センター	平成25年2月6日
同	滑川高等学校	平成25年2月7日
同	雄山高等学校	平成25年2月21日
同	富山中部高等学校	平成25年2月12日
同	富山工業高等学校	平成25年2月6日
同	富山いずみ高等学校	平成25年2月12日
同	富山東高等学校	平成25年2月6日
同	富山南高等学校	平成25年2月21日
同	水橋高等学校	平成25年2月5日

## 監査対象箇所

## 監 査 年 月 日

同	高 岡 高 等 学 校	平成25年 2 月22日
同	志 貴 野 高 等 学 校	平成25年 2 月15日
同	富 山 総 合 支 援 学 校	平成25年 2 月 6 日
公安委員会	滑 川 警 察 署	平成25年 2 月 7 日
同	高 岡 警 察 署	平成25年 2 月15日

## 2 監査対象年度

平成 2 3 年度及び平成 2 4 年度

## 3 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 歳入調定に遅延しているものがあつた。
- イ 旅費の精算に誤りがあつた。
- ウ 交通事故による損害が生じた。（2箇所）
- エ 施設管理事故による損害賠償があつた。